宇佐市宇佐空の郷駐車場における移動販売車（キッチンカー等）事業者募集要項

１ 目的

行政財産の有効活用を通じて、宇佐空の郷利用者の利便性の向上及び近隣エリアを含めた賑わいの創出を図るとともに、キッチンカー等による飲食物の移動販売機会の確保を図るため、本要項により事業者の募集を行う。

２　事業の位置づけ

メリットや課題を検証・把握するための試験導入とし、期間を限定して実施する。

３ 場所

宇佐市大字江須賀字正門4035-2　宇佐市宇佐空の郷駐車場東側

４ 実施日、時間帯等

（１）実施日

　開館日のうち、令和７年６月２日から令和８年３月３１日まで

（２）実施時間

午前10時から午後２時まで

（３）店舗範囲

最大２区画（１台１区画 約24 ㎡（縦３ｍ×横８ｍ））

（４）料金

無料

（５）許可用途及び制限

酒類を除く飲食物で保健所から食品衛生法に基づく適切な営業許可を得ているもの。

（６）実施形態

キッチンカー又は自走式移動販売車とする。

５ 根拠規定等

地方自治法（昭和22年４月17日法律第67号）（以下、「地方自治法」という。）第238条の４第７項の規定による行政財産使用許可によるものとし、宇佐市有財産規則（平成17年３月31日規則第35号）（以下、「規則」という。）及び本要項の定めるところにより許可基準等を設けて実施する。

６ 事業者に求める要件

（１）使用場所及び営業内容に必要かつ有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。

（２）食品衛生責任者を配置すること。

（３）生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）へ加入すること。

（４）地方自治法施行令第167条の４第１項各号に該当しないこと。

（５）宇佐市に納付すべき税額の滞納がないこと。

（６）民事再生法に基づく再生手続きの申し立てをしていないこと（再生手続の開始の決定を受けた者を除く。）。

（７）会社更生法に基づく更生手続きの申し立てをしていないこと（更生手続の開始の決定を受けた者を除く。）。

（８）宇佐市暴力団排除条例（平成23年７月１日条例第13号）第２条に掲げる暴力団が経営又は運営（実質的な経営又は運営を含む。）するものではないこと及び同条に掲げる暴力団員又は暴力団員等が直接・間接を問わず経営又は運営に関与していないこと。

７ 出店方法について

（１）申込

出店希望者は、次の書類を提出すること。

ア　行政財産使用許可申請書

イ　出店計画書

ウ　キッチンカー等に必要となる営業許可証又は営業届出書の写し

エ　食品衛生責任者の資格を証明するもの（食品衛生責任者手帳等）

オ　生産物賠償責任保険（ＰＬ 保険）の保険証の写し

カ　使用車両の車検証及び写真

キ　販売に使用する面積が分かる書類

ク　主なメニュー及び価格の分かる資料

（２）受付

申請は、出店したい日の属する月の前月の最初の開庁日から受け付ける。（ただし、令和８年１月（２月出店分）は、１月13日から受け付ける。）

受付は、開庁時間帯（午前８時30分から午後５時00分まで）のみとする。

申請は、１月分をまとめて申請出来るものとし複数候補日の申請を認めるが、出店は原則として月10回とする。（下記（４）参照）

（３）提出先

　ア　窓口・郵送の場合

　　　宇佐市教育委員会　社会教育課

　　　〒879－0492　宇佐市大字上田1030番地の１（本庁３階）

　　　☏0978－27－8200（直通）

　　　窓口は午前８時30分から午後５時（土日祝日を除く）

イ　電子メールの場合

　　　museum05@city.usa.lg.jpに送信ください。

　　　※締切日に必要書類の提出がなされなかった場合、申込不可とします。

　　　申込必要書類は、市ホームページよりダウンロード可能。

（４）出店日の決定（許可の決定）

申請内容の確認等を行い、行政財産使用許可書により申請者に通知する。

ア　原則として先着順で決定するが、当該月分の受付初日から３日間（初回受付）に限り、申請多数の場合は抽選とする。

（例：令和８年２月出店分は、令和８年１月は１月13日（火）～15日（木））

イ　出店の機会均等や品目の多様性確保等のため、同一事業者による出店は原則として月10回までとする。ただし、他の出店希望者がない場合を除く。

ウ　決定の通知は、初回受付分は出店日の前月の10日頃（令和８年２月出店分は、１月20日頃）までに、以降の申請はその都度行う。

エ　結果に対する異議は認めない。

（５）出店日の動き

営業中は、宇佐空の郷利用者の往来の妨げとならないよう、利用者の導線等に留意すること。また、市職員又は宇佐空の郷管理人の指示に従うこと。

８ 禁止事項

次の事項は禁止する。違反が判明したときは、既に行った許可を取り消したり、今後の使用を許可しない事由に該当するものとする。

（１）施設の電気・水道を使用すること及び車両から排水すること。

（２）音響設備を使用すること。（調理過程で煙が発生する場合は事前に市に連絡すること。）

（３）使用エリア内に利用者の飲食用の机や椅子を設置すること。

（４）宇佐空の郷の建物内及び敷地内で客引き、宣伝を行うこと。ただし、使用エリア内における声掛け、チラシの配布、強風等で転倒・飛散しないよう措置した看板の設置は認める。

（５）出店の権利を譲渡・転貸すること。

（６）その他本要項に定める目的や申請内容以外の行為を行うこと。

９ その他遵守すべき事項

次の事項を遵守して使用すること。遵守しない状況が反復又は継続されるときは、既に行った許可を取り消したり、今後の使用を許可しない事由に該当するものとする。

（１）食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理を徹底の上食中毒等の防止に万全を期すること。

（２）保健所から交付をうけた許可証を見える位置に表示して営業すること。

（３）業務従事者の体調管理に万全を期し、発熱者は従事させないこと。

（４）ごみ箱を設置し、飲食物等の提供に伴うごみを回収・処分すること。

（５）使用場所は、使用前・使用後に点検し、清掃及び原状回復をすること。

（６）宇佐空の郷利用者の往来の妨げにならないよう配慮し、適切な導線管理を行うこと。

（７）自然発車を防止するための車止めを設置し、車両を動かす際は周囲の安全確認を徹底すること。

（８）雨天等荒天時の出店判断は出店者自らが行うこと。

１０ 市の指示による使用中止、許可の取り消し

次の事項に該当すると市が判断したときは、使用中止や使用の取り消しを行うことがある。

（１）荒天等のため来庁者の安全確保に支障があると市が判断したとき。

（２）市の業務や他の公用・公共用の事業のために出店の中止が必要であると市が判断したとき。

（３）禁止事項や遵守すべき事項への違反が判明したとき。

１１ 免責事項

次の損害については、市はその責任を負わない。

（１）出店に起因して出店者自らが被った損害及び客又は第三者に与えた損害

（２）出店に関する苦情、クレームに起因する損害

（３）市の指示による使用中止又は使用の取り消しによって生じた損害

１１ その他

この募集要項は地方自治法及び規則に基づく行政財産使用許可により宇佐市宇佐空の郷敷地内でのキッチンカー等による移動販売を可能とするものである。使用許可条件等は、本要項のほか各規則によるものとする。